

独立行政法人福祉医療機構の 平成 23 年度の業務実績の評価結果

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 平成 23 年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して、平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足した。また、平成 16 年 4 月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴い、その業務の一部である労災年金担保貸付事業を承継し、さらに、平成 18 年 4 月より、特殊法人年金資金運用基金の解散に伴い、その業務の一部である承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したところである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成 22 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日制定、平成 22 年 5 月 31 日改正同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成 22 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成 23 年 12 月 9 日同委員会）等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成 23 年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかねばならない。

こうした中で、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備を図るため、理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を毎月開催し、重要事項に対して迅速かつ的確な経営判断を行っている。また、当該会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示するとともに、組織内のイントラネットを通じて、全職員に配信するなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。

また、業務の実態を踏まえ、継続的に業務運営体制を見直すとともに、平成 24 年 4 月の組織改正においては、新たな法人制度に向けた組織体制の整備を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設するとともに、更なる組織のスリム化により管理職ポストを削減することを決定している。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対しては、被災された社会福祉施設や医療施設等の復旧・復興を円滑かつ迅速に推進するため必要な資金の融資や優遇措置の実施、既往貸付金の返済猶予や二重債務への個別対応、被災地における NPO 等の活動を支援するための助成事業の重点化、退職手当共済掛金及び心身障害者扶養保険事業に係る保険料の納付期限の延長、年金担保貸付・労災年金担保貸付並びに承継年金住宅融資における返済猶予や条件緩和など、福祉医療機構の総力を挙げてさまざまな支援を行っている。

特に、WAM NET に被災地の支援団体等の活動内容や被災地が必要とする支援ニーズ等の情報提供を行うとともに、被災者からのあらゆる問い合わせに答えられるよう各事業部門に専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を開設し、特に福祉貸付及び医療貸付においては、年間を通して被災地での個別融資相談会等を積極的に開催するなど、被災者の声に対し、迅速かつきめ細かに相談に応じられるよう被災地の復旧・復興を支援しており、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

さらに、平成 23 年度から監査機能の高度化及び効率化を図るため、監査室による検査と平成 17 年度において構築した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）による内部監査を統合したうえで、業務の合規性（旧監査室検査）

及び業務の継続的改善（QMS内部監査）の観点から、全部署に対し内部監査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進している。

抽出されたリスクあるいはその他のリスクについては、平成21年度中に策定した「リスク対応計画」に基づき適切に対応しており、平成22年度のリスク対応計画に基づくリスク管理の自己評価を実施したうえで評価結果をとりまとめるとともに、リスク対応計画の是正・改善を行っている。さらに、平成23年2月に策定した「事業継続計画」（BCP）について、東日本大震災の経験を踏まえ同年11月に見直しを行い、役職員に対し改めて周知するとともに、有効性の検証を含め同計画に基づく訓練を平成24年3月に実施している。

各事業における業務実績を見ると、福祉貸付事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支援している。

また、医療貸付事業についても、福祉貸付事業と同様に、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

退職手当共済事業については、退職手当金支給に係る平均処理期間を前年度をさらに上回り過去最短となるとともに中期計画の目標値を大きく短縮し、利用者サービスの向上を図っている。また、平成19年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、90%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができている。

これらを踏まえると、平成23年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、時代の要請に的確に対応した業務展開を期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 法人全体の業務運営の改善に関する措置について

① 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

福祉医療機構の経営理念である民間活動応援宣言の具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を推進していることが認められる。

具体的な取組みとしては、理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を毎月開催し、各事業における現状や課題等の報告、重要事項に対する審議、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理を行うとともに、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示し、同時に組織内のイントラネットを通じて、全職員に対して発信し、業務の適正執行及び組織内における問題意識の共有化を図るなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。また、同会議については、平成23年度よりトップダウン方式とボトムアップ方式の月2回開催に見直し、トップマネジメント機能の更なる有効性の向上を図っている。

特に、東日本大震災への対応については、同会議において、東日本大震災からの復

旧・復興への支援策の検討等を的確に行うとともに、更なる迅速な対応を図るため、新たに「役員連絡会」を立ち上げ、同連絡会を毎週開催するなど、組織内での情報の共有化や問題意識の統一を徹底し、平成23年8月には、理事長の指示に基づき、関係部からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を設置し、他の関係機関の動向把握や「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」への対応等について検討を実施するなど、福祉医療機構の総力を挙げて支援に努めており、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

また、平成23年4月の組織改正においては、より一層の効率的かつ効果的な業務運営体制の整備として、管理部門の統合・再編、業務管理課の廃止等により、管理職ポストを大幅に削減（部長ポスト▲2名、次長ポスト▲1名、課長ポスト▲2名）するとともに、顧客等のサポート体制の強化を図るため、管理部と経営支援室を統合するなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進しており、さらに、平成24年4月の組織改正においては、新たな法人制度に向けた組織体制の整備を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設するとともに、更なる組織のスリム化により管理職ポストを削減（課長ポスト▲2名）することを決定している。

以上のように、国の政策や福祉医療に係る経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

② 業務管理とリスク管理の充実

平成23年度から監査機能の高度化及び効率化を図るため、監査室による検査とQMSによる内部監査を統合したうえで、業務の合規性（旧監査室検査）及び業務の継続的改善（QMS内部監査）の観点から、全部署に対し内部監査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進している。また、ISO9001 認証機関による定期審査を受審した結果、指摘事項はなく「QMSの運用は十分に高い適合性を維持している。」との高い評価を受けている。

さらに、職員からの業務改善活動を推進するため、職員意見箱制度と改善アイデア提案制度を「意見提案箱」として統合するとともに、職員からの意見・提案がより経営陣に届くように制度を改め、職員の意識改革・意欲の向上を図っている。

福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成23年11月にはリスク管理委員会を開催し、リスク管理の自己評価を実施したうえで評価結果をとりまとめるとともに、リスク対応計画の是正・改善を行っている。

なお、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平成23年2月に「事業継続計画」について、東日本大震災の経験を踏まえ同年11月に見直しを行い、役職員に対し改めて周知するとともに、有効性の検証を含め同計画に基づく訓練を平成24年3月に実施した。

以上のように、監査機能の高度化及び効率化を図った内部監査により継続的な改善活動等を更に推進するとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図っており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(2) 業務運営の効率化に関する措置について

① 業務・システムの効率化と情報化の推進

WAMNETについては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）を踏まえ、平成23年4月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当

するワムネットプラスの掲載を廃止するとともに、平成23年7月に改定した「業務・システム最適化計画」に基づき、平成23年12月に次期システムに係る設計・開発事業者を選定し、次期システムの構築に着手した。また、業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務調達にあたって、応札事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件を設定するとともに、サービスレベルを設定するなど、安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成している。これにより、安定した質の高い業務を実現可能な事業者を選定するとともに、更なるコストの縮減（約▲10百万円）を図ることができている。

さらに、情報化推進及び情報システム運用（保守）管理の向上を図るため、外部研修を19回受講するとともに、福祉医療機構の職員のITスキル向上を図るため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を21回（受講者119名）実施し、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図っている。

以上のように、業務・システム最適化計画を着実に推進し、情報化の推進を図るなど中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

② 経費の節減

一般管理費等の節減については、事務所賃料や印刷費、電気使用料等を削減するとともに、前年度に引き続き、システム関連経費の抑制等により、平成23年度予算（平成19年度予算と比べて19.5%縮減）の縮減幅を上回る23.2%の額を節減している。

人件費の削減については、組織のスリム化、常勤職員数の抑制により、平成17年度との比較で14.5%削減するとともに、福祉医療機構の給与水準の適切性に係る検証を行い、その結果と今後講ずる措置を福祉医療機構のホームページ上で適切に公表している。

なお、福祉医療機構の給与水準（ラスパイレス指数（地域・学歴勘案））が101.5ポイントと国に比べて若干高くなっていることについては、管理職比率が高いこと及び民間の金融部門における給与実態を勘案していることといった定量的な理由に基づくものであるが、管理職比率の高さについては、平成23年度において部長ポストを2つ、次長ポストを1つ、課長ポストを2つ削減し、さらに、平成24年度において課長ポストを2つ削減するなどの取組みを図っている。引き続き適正水準に向けた取組みを期待する。

さらに、随意契約の適正化については、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月策定）に基づく取組みを着実に実施し、競争性のない随意契約を平成23年度において6件にまで減少し、計画を達成することができている。また、福祉医療機構のホームページに公表している「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づく取組みを行い、引き続き、競争性、透明性の一層の確保を図っている。さらに、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成24年2月に開催し、契約について点検を受けるなど、より一層の競争性、透明性の確保を図っていることが認められる。

以上のように、一般管理費等について予算の縮減幅を大幅に上回る節減を実施するとともに、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約の適正化を着実に実施するなど、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(3) 業務の質の向上に関する措置について

① 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成22年度に引き続き、国の推進する介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業の支援として特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施（550件189,218百万円）し、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引上げを講じた優遇融資を実施（483件、31,262百万円）して

いる。その結果、平成 23 年度における審査件数は 1,494 件となり、平成 22 年度実績（1,432 件）を上回る資金需要に応えるとともに、貸付契約額及び資金交付額にあっては過去最高額を更新するなど、ここ数年増え続けている利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支援している。

また、平成 23 年度からお客さまからの要望が多かった特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスに係る償還期間の延長、木造の耐火建築物及びエネルギー効率の高い設備備品に係る融資率の優遇等を開始し、さらに、施設整備の融資相談等の充実に努め、特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の初期段階から相談を受け、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的な支援・助言等を行うとともに、平成 23 年 4 月より、借入申込書及び付属提出書類について、様式の一元化、補助協議書等法人公表資料の活用などにより大幅（30%以上）に縮減するなど、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。審査業務及び資金交付業務に係る処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績を上げており、利用者サービスの更なる向上を図ることができている。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災した社会福祉施設等に対しては、国における平成 23 年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、福祉医療機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図り、また、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施することで被災施設等の復旧・復興を支援している。さらに、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会、訪問相談及び関係団体等と意見交換を行い、迅速な対応により審査を実施している。（108 件 7,617 百万円）

以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

② 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成 22 年度に引き続き、国の推進する耐震化整備事業の支援として、耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、優遇融資を実施（62 件 113,949 百万円）するとともに、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、優遇金利の適用などを講じた経営安定化資金により緊急融資を実施（53 件 4,459 百万円）している。その結果、平成 23 年度における審査件数は 641 件となり、平成 22 年度実績（393 件）を大幅に上回り、貸付契約額及び資金交付額についても前年度を超えるなど増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援している。

また、平成 23 年度からお客さまからの要望があった病院及び介護老人保健施設に対する償還期間の延長の優遇措置を講じ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。さらに、施設整備等を予定している者を対象とした融資相談会を全国 7 ブロックで計 14 回開催するとともに、事業計画検討中の者に対し直接に出向き、理事長又は院長との意見交換や必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行うなど、借入申込前の利用者に対するサービスの向上を図っている。審査業務及び資金交付業務に係る処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績を上げており、利用者サービスの更なる向上を図ることができている。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災した医療施設等に対しては、国

における平成 23 年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。また、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会、訪問相談及び関係団体等と意見交換を行い、迅速な対応により審査を実施している。（412 施設 21,266 百万円）

以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

③ 福祉医療貸付事業（債権管理）

平成 23 年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。）については 2.44%となり、中期目標期間における目標 1.56%は達成できなかったものの、平成 22 年度末におけるリスク管理債権比率と比較すると 0.23%減少している。

この主な要因としては、元金の償還方法を従来の年賦償還又は 3 ヶ月賦償還から月賦償還への誘導を徹底することにより、貸付先の経営状況の早期把握が可能になっていること、財務状況が厳しい貸付先等に対する実地調査を積極的に実施し、経営状況の把握や経営に関するアドバイスを行っていること、また、実地調査後には、審査・契約部門の担当者を含めた報告会を行い、今後の審査や契約業務へ反映させた P D C A サイクルを取り入れていることなどを通じて、リスク管理債権化の未然防止に努めていることがあげられる。

なお、東日本大震災に伴い返済猶予した貸付けに相当するリスク管理債権比率（0.72%）を含めると 3.16%となるが、福祉医療機構としては、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復旧・復興を支援するため、被災地域に社会福祉施設及び医療施設等を有する貸付先（1,998 件）に対して、当面 6 か月の元利金の返済猶予に関する案内を発出し、連絡の取れない貸付先等に対しては、理事長以下役職員が現地を訪問のうえ、被災状況や返済猶予希望等の把握を行うとともに、福祉貸付部及び医療貸付部が実施した被災地における災害復旧資金の融資相談会に合わせて、既往貸付金の返済に関する個別相談を実施するなど、積極的な支援を実施している。

昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、平成 21 年度以降、診療報酬及び介護報酬がプラス改正されたことにより、経営面の環境の変化が期待されるものの、それ以前における度重なる診療報酬及び介護報酬のマイナス改定や医療制度改革等の影響を受け、厳しい経営環境が続いている。

引き続き、福祉医療機構においては、福祉医療施設を取り巻く厳しい環境が続く中で、政策融資として求められている役割（使命）を果たすため、貸出条件緩和等による積極的な支援を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。

④ 福祉医療経営指導事業

集団経営指導（セミナー）については、福祉医療機構からの情報発信を強化するため、機構役職員の登壇の機会を増やすとともに、貸付先の実践事例紹介を増やすなど、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供した結果、延べ受講者数は 3,152 人となり、年度計画の目標値（2,070 人）を上回る実績をあげている。また、セミナーに対する満足度指標も 73.4 ポイントとなり、中期計画の目標値（65 ポイント）を上回るなど、民間の社会福祉及び医療施設の経営者に対し、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供していると認められる。

個別経営診断については、効果的な P R 活動等を実施した結果、診断件数は 575 件

となり、年度計画の目標値（280 件）を大きく上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援している。なお、平成 23 年度に個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した 135 施設の診断先のうち、131 施設（97.0%）から「大変参考になった」、「参考になった」との回答を得ることができ、的確な診断が実施されていると認められる。

さらに、平成 23 年度から簡易経営診断のメニューとして保育所を追加するとともに、福祉・医療貸付の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）のシステムを構築し、平成 24 年度からの利用開始に向けた準備を行うなど、利用者サービスの向上に努めている。

なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づき、福祉医療機構のセミナーについては、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、福祉医療機構役職員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、福祉医療機構の貸付事業と密接に連携し独自性が発揮できるように内容を組み替え、また、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及するための具体的な手法等を検討するとしたことから、民間事業者が、どのような病院・医療経営指導のノウハウを必要としているかを把握するため、民間金融機関（13 行）に対してヒアリング等を行い、具体的な民間へのノウハウ普及の方法を検討し、中間報告として取りまとめ、平成 24 年度の試行に向けた準備を行っている。

以上のように、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑤ 社会福祉振興助成事業

当該事業における助成事業の募集については、平成 22 年度から新たに国庫補助による助成事業（社会福祉振興助成事業）となり、平成 23 年度についてはさらにこの新たな仕組みを効率的に定着させ、制度の利用にあたって利便の低下のないよう考慮しつつ、被災地支援など直近の政策課題や多様化する国民ニーズを反映した助成対象テーマや重点助成分野を国と協議し、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、児童虐待防止、貧困対策など、国として行うべきものに限定したうえで募集要領等に明記するとともに、公表している。

また、募集に際しては、平成 23 年 9 月に配信を開始した助成事業メールマガジン（「WAM 助成通信」・登録者数約 2,200 人）の活用や各種メディアなどの協力を要請し、可能な限り経費をかけず即時性のある情報発信を行っている。

被災地支援に係る事業については、被災地の状況を現地で把握し、発災直後の救命期の後に必要となる NPO やボランティアなどによる中長期的な支援活動を支えるため、国と協議したうえで、平成 23 年 6 月 1 日～7 月 15 日にあらためて「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」に重点的に支援するための 2 次募集を実施し、104 件、471 百万円の助成を実施している。さらに平成 24 年度分助成事業の募集においては、被災地域の状況やニーズを踏まえ、NPO 等が様々な団体等と連携・協働して、地域・コミュニティ主体の復旧・復興に取り組む活動に対して引き続き重点的に支援することとし、81 件、518 百万円を採択している。これらの支援については、職員が積極的に現地に赴き、被災地域の状況やニーズを把握し、被災県の NPO センター、連携復興センター、ボランティアセンターなどと協議してあらためて協力関係を構築するとともに、被災地支援のあり方や方向性、地元との連携・協働の重要性やその方法などについて議論するシンポジウムを開催することなどを通して、単に助成金を配分するだけでなく、多面的な支援を行っている。

なお、助成事業の審査、採択については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において審査項目及び審査基準を見直した新たな選定方針を策定

し、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、選定方針を福祉医療機構ホームページにおいて公表したうえで、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において審査、採択することができている。

助成事業の事後評価については、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価手法により重層的な総合評価を行い、その結果を助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させるとともに、ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、評価コメントを各助成先団体に対してフィードバックしている。

また、助成事業の成果（効果）については、平成 23 年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち 91.1%あったとの回答を得ることができている。また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、94.5%の利用者から満足したとの回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果（満足度）について確認することができている。

さらに、民間福祉団体による事業効果の高い優れた取組みを広く社会に啓発・普及するため、全国 3 か所で事業効果の高かった助成事業を紹介する助成事業報告会を開催したほか、東日本大震災の被災地支援に関して、今後、中・長期的に必要とされる NPO などによる被災地支援のあり方や方向性、特に地元との連携・協働の重要性やその方法などについて提案することを目的として、東日本大震災復興対策本部の職員による講演及び現地で活動する助成先団体の活動状況や抱える課題等を報告しディスカッションするシンポジウムを開催している。なお、当日の様子は、NHK ニュースで紹介されるなど、広くその内容が周知されるとともに、95.4%の参加者から「良かった」との回答を得ている。

以上のように、透明性が高い公正な助成が実施されているとともに、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度の P D C A サイクルが機能しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後とも引き続き評価の高かった事業等の全国的普及に努めることを期待する。

⑥ 退職手当共済事業

当該事業については、利用者サービスの向上を図る観点から、退職手当金支給に係る平均処理期間の更なる短縮を図るため、事務処理のピーク時において柔軟な人員配置を行うなどの改善を図った結果、平均処理期間が 35.4 日となり、中期計画の目標値 75 日を大幅（39.6 日短縮）に上回る実績をあげている。

また、平成 19 年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めている。その結果、利用率は 83% と非常に高い水準となるとともに、利用者アンケート調査において、90% の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができている。利用者の手続き面での事務負担を軽減するとともに、届出書類の不備も大幅に減少しており、福祉医療機構の事務の効率化も実現していることが認められる。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災された共済契約者に対しては、専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するとともに、被災された地域の 348 法人に連絡をとり、うち要望のあった 21 法人に対し、掛金納付期限の延長を認める措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

以上のおり、利用者サービスの向上を図るとともに福祉医療機構における事務の効率化も実現することができていると、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

⑦ 心身障害者扶養保険事業

当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成 23 年 9 月に外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、平成 22 年度決算を踏まえた財務状況を検証し、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表している。

心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。運用実績については、年 2.52%の運用利回りとなり概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保している。

しかし、平成 23 年度の運用実績が厚生労働大臣が指示する運用利回り（年 2.80%）を確保することができなかったこと、また、年金受給者が増加したこと等に伴う年金債務（年金の現価相当額）の増加及び責任準備金の算定に係る基礎数値の一部について、より合理的な数値としたことによって、心身障害者扶養保険責任準備金が増加した影響等により、年金資産額の増加が責任準備金の増加を下回ることとなったため、平成 23 年度末における繰越欠損金については、約 132 億円となり、前年度に比べ約 22 億円増加している。

なお、繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいですが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを求める。

⑧ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）

当該事業については、見直しの基本方針に基づき、平成 23 年 4 月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するワムネットプラスの掲載を廃止したことに伴い、年間のヒット件数は 2 億 12 万件となり、前年度（2 億 4,334 万件）より減少したものの年度計画に定められた目標（1 億 9,000 万件）を達成しており、また、利用機関登録数については、電子報告システムの利用者が増加した影響等により、年度計画に定めた目標値である 83,000 件を上回る 85,574 件を確保し、さらに、満足度指数は 91.2%と高い水準を維持するなど、幅広い利用者に対して有益な情報を提供していることが認められる。なお、行政資料については、利用者の利便性に配慮し、厚生労働省のホームページへリンクする方法で引き続き情報提供を行っている。

東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、新たに「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体から寄せられた支援内容、また、被災地に必要な支援ニーズ等について情報を提供することにより、被災地に対する支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与している。

以上のように、提供する情報の質の向上を図ることにより、利用者の利便性の向上を実現しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

なお、WAM NET については、業務・システム最適化計画に基づき、平成 24 年秋から次期システムが稼働するとのことであるが、引き続き、厚生労働省とも調整を図りつつ、提供する情報の更なる質の向上とコストの削減に取り組んでいただくことを期待する。

⑨ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

当該事業については、見直しの基本方針に基づき、利用者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう、厚生労働省及び関係団体等と協議、調整を行い、平成 23 年 12 月から貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施している。

また、平成 22 年 2 月に導入した返済期間中に生活困窮に陥った利用者に対する貸付条件変更については、年間 2,179 件（東日本大震災による貸付条件変更 195 件を除く。）

の変更承認を行い、利用者の生活安定を支援することに寄与している。

さらに、多重債務に陥っている又は陥る可能性が高いと思われる借入申込者に対し、引き続き、法テラス、各地域の消費生活センター等の専門相談機関への相談を勧奨するため、今回の制度取扱変更にあわせて、借入申込書類を改正し、新たに注意を促すためのごあんないを追加している。

平成 23 年度の貸付金利の設定にあたっては、独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映することにより当期総利益を確保し、安定的で効率的な業務運営を図ることができている。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災された利用者に対しては、平成 23 年 4 月の返済分を一律猶予するなどの対応を図るとともに、専用のフリーダイヤルによる特別相談窓口を設けるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

なお、当該事業については、見直しの基本方針において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において検討を行うこととされているが、福祉医療機構においては、平成 23 年 12 月からの制度取扱変更後の実施状況を把握し、国において行われる検討作業の基礎資料を提供するための、協議を国と行っている。

以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑩ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、その回収金が国への納付により将来の年金給付の財源となることを踏まえ、貸付先の財務状況等の把握及び分析、保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時実施するなど、適切な債権管理を図っている。また、平成 21 年 12 月に施行された中小企業金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）の趣旨を踏まえ、ローン返済困難者に対する返済条件の変更措置の拡充（元金償還猶予期間中の利息の軽減）を図るなど、延滞債権の発生の抑制に努めていることが認められる。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災された利用者に対しては、返済相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するとともに、貸付金に係る元利金の返済猶予等、250 件の特別措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(4) 財務内容の改善等について

平成 23 年度においては、一般勘定及び保険勘定において、当期損失を計上しているところであるが、発生要因等の分析が行われており、その理由も妥当なものであると認められる。一般管理費、人件費及び業務経費の節減については、平成 23 年度予算の縮減幅を上回る額を節減している。また、運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入を確保している。

さらに、財投機関債の発行については、I R（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（37 件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件により円滑な資金調達を行っている。

保有資産の見直しについては、千里山田宿舎及び公庫総合運動場を平成 23 年度中に国庫納付（現物納付）することができたが、宝塚宿舎及び川西宿舎においては、近隣住民との境界確定協議が整わなかったため、現物納付が不可能となり急ぎよ金銭納付を行う

こととし、平成 24 年 3 月 23 日に一般競争入札を行った結果、落札決定し、平成 24 年 5 月には売却代金の決済を行い、速やかに国庫納付する予定であり、独立行政法人整理合理化計画の指摘に基づき適切な対応を図っている。また、その他の保有する資産である東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、平成 24 年度中における入居者の退去を促すための入居者に対する説明会を実施するなど、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付するための手続きを進めていることが認められる。

以上のように、一般管理費等の節減、運営費交付金以外の収入の確保、財投機関債の発行による資金調達及び保有資産の見直しが適正に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(5) その他業務運営に関する措置について

人事評価制度の適正な運用については、評価結果を昇給等に反映させるとともに、職務への一層の精励を推進するため、平成 23 年 6 月期の賞与より、人事評価結果の反映の更なる拡大を図っている。また、人材の育成については、福祉・医療・金融分野における第一線の専門家等を招いて 13 回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施している。さらに、人員に関する指標については、平成 23 年度末の常勤職員数は 249 人（再雇用職員 3 人を含む。）、期初の常勤職員数（299 人）の 83.3%となり、中期計画（期初の常勤職員数の 100%以内）を達成している。

以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(6) 評価委員会が特に厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

上記（4）で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、保険勘定における繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを期待する。また、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、速やかに厚生労働大臣に対しその旨申出を行うべきである。

② 保有資産の管理・運用等について

上記（4）で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、現在、福祉医療機構が保有している職員宿舎については、見直しの基本方針に基づき、着実に国庫納付又はその手続きを進めていくことを期待する。

また、運営費交付金債務と欠損金等との相殺に着目した洗い出し状況については、福祉医療機構の保険勘定において、第 1 期中期目標期間終了時点で 520 千円の運営費交付金債務を精算のために収益に振り替えたが、同勘定ではその額を上回る欠損金が発生していたため、結果として繰越欠損金を計上し、当該精算収益化額に相当する額について国庫納付しない整理となった。その後、会計検査院の平成 22 年度決算検査報告において、運営費交付金を精算収益化したにもかかわらず、勘定全体で繰越欠損金が生じている場合について、「精算収益化額が不要財産であるか否かを検討し、不要財産であると認められた場合には国庫納付する必要があると認められる」とされ、平成 24 年 1 月には、総務省行政管理局から発出されている「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点」が、これに関連して一部改正されたことから、当該保険勘定の精算収益化額（520 千円）について、不要財産であるか否かの検討を行った上

で、平成 23 年度において不要財産の国庫納付の申請を行っていることから、当委員会としては今後の対応状況について注視していくこととする。

③ 組織体制・人件費管理について

上記（２）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、引き続き、国の給与改定状況等を注視しつつ、必要に応じた措置を適宜講じることにより、ホームページに公表しているとおおり、平成 24 年度（平成 25 年度公表）における年齢・学歴差等を勘案した対国家公務員指数を概ね 100 ポイントとするよう努めていくことを期待する。

また、厚生労働大臣からの労使負担割合の見直しに係る要請を踏まえ、加入する健康保険組合に対し要請を行ってきたところであるが、平成 23 年 12 月に開催された健康保険組合会において、被保険者負担分の保険料率を平成 24 年度から 3 年間段階的に引き上げ、労使折半とすることが決定していることから、当委員会としては、今後の同決定の実施状況について注視していくこととする。

④ 事業費の冗費の点検について

上記（２）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、今後とも、事業費等の点検・見直しを継続的に行い、事務・事業の効率化を推進していくことを期待する。

⑤ 契約について

上記（２）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、平成 23 年度においても、随意契約によるものを再委託している案件が 1 件ある。この案件は福祉医療貸付事業に係る A L M システムの運用支援を民間金融機関に委託したものであるが、再委託の内容は、受託者である民間金融機関が同システムの堅牢性をより高めるため、外部専門家（システム開発業者）にその運用を再委託したものであり、適切なものと認められる。

また、契約に当たっては、総務及び経理担当役員等に監事をオブザーバーとして加えた「契約審査会」を設け、同審査会において契約方式の妥当性及び総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けるなど、その競争性、透明性等の確保に努めている。今後とも一層の競争性の確保に取り組むことを期待する。

さらに、公益法人等への会費等の支出については、平成 23 年度は、該当 4 件、平成 24 年度廃止 2 件、廃止が困難なもの 2 件という状況であるが、平成 24 年度以降においては、平成 24 年 3 月 23 日付け「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」

（行政改革実行本部決定）の見直し方針に基づき、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出を行うことがないよう、当委員会としても、その対応状況を注視していく。

⑥ 内部統制について

福祉医療機構における内部統制の整備に関しては、理事長を中心として、積極的な取り組みが行われていることが認められる。

具体的には、理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等の会議の場において、「お客さま目線と組織の健全性」という二つのものさしを念頭に置き、全役職員が一体となって、福祉と医療の民間活動を支援するという社会的使命を果たすために、主体的に業務を邁進するよう指示がなされている。年度初めの経営企画会議においては、理事長から役員・幹部職員に対して、「進発・経営企画会議理事長示達」と題して、当該年度における重点目標・課題等の明確な指示がなされている。また、毎月の経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・

幹部職員に対して口述し、同時に、この理事長からの示達及び理事長所感については、イントラネットを通じて全職員に対しても発信され、組織内での目標・問題意識の共有化を図っている。さらに、東日本大震災等への対応について更なる迅速かつ的確な対応を図ることを目的に新たに設置した役員連絡会を毎週開催し、組織内での情報の共有化・問題意識の統一を徹底するなど、理事長の意向が組織運営にいち早く反映できる統制環境が整備されていると認められる。

また、平成23年度より経営企画会議については、これまで月1回開催していたところであるが、トップマネジメント機能の更なる有効性の向上を図るため、トップダウン方式とボトムアップ方式の双方向による会議を月2回開催に見直し、効率的かつ効果的な運営を実施したほか、理事長の指示に基づき、東日本大震災に係る被災地域の福祉施設及び医療施設の復旧・復興に関する支援策を提案するため、関係部等からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を平成23年8月に設置するなど、理事長のリーダーシップが強く発揮されていることが認められる。

平成23年度においては、平成22年度のリスク対応計画に基づくリスク管理の自己評価を実施し、評価結果を取りまとめ、リスク対応計画の是正・改善を行い、福祉医療機構が抱えるリスクに対して、全役職員が参加する仕組みを構築しており、さらに、金融庁検査の導入に向け、ガバナンスの更なる高度化を目指し、リスク管理態勢にかかる体制整備を構築する準備を行っている。

各事業における業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を経営企画会議において管理するとともに、監事又は監査室による監査報告等について役員会で把握・検証を行っている。また、厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会で評価・指摘された問題点等について、役員会及び経営企画会議で把握・検証を行い、統制環境の改善を図っていることが認められる。なお、監事監査にあたっては、監事監査計画の重点監査項目の1項目として、内部統制の整備（機能・有効性）をあげて監査を行っており、内部統制・ガバナンス強化等において、理事長としてのマネジメントが十分に発揮していることを確認している。

また、社会福祉振興助成事業において、業務の達成状況を客観的に評価できる数値目標（いわゆるアウトカム指標）を積極的に追加するなど、事業の成果をよりわかりやすい形で示すための取組みがされており、他の事業における業績測定のための尺度についても、おおむね妥当であったと認められる。

なお、内部統制の整備を通じて、役職員が組織全体のリスクの把握に取り組むこととなった結果、自らの職務だけではなく、他の職務に対する意識が高まることとなり、各業務における連携の強化や法人全体の業務運営の向上を図っていると高く評価する。

今後とも、内部統制の有効性を更に高め、組織一丸となって福祉医療機構の役割を効果的に果たすため、業務を遂行されることを期待する。

⑦ 事務・事業の見直し等について

福祉医療機構においては、見直しの基本方針、行政刷新会議における事業仕分け、厚生労働省省内事業仕分け及び会計検査院による決算検査報告等において指摘された事項等に対して、適切に対応していることが認められる。

今後とも国民のニーズを把握した上で、更なる利用者サービスの向上に努めることを期待する。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成 24 年 7 月 17 日から 7 月 31 日までの間、福祉医療機構の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ意見は寄せられなかった。